

第1 趣旨

公衆浴場の営業許可については、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）、広島市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第64号。以下「条例」という。）、広島市公衆浴場法施行規則（昭和55年規則第24号）及び平成3年9月19日付け厚生省生活衛生局指導課事務連絡の1の別紙並びに令和元年9月19日付け生食発0919第8号厚生省生活衛生局長通知の別添2のⅡの第1の3(2)、4(5)及び(9)に定めるもののほか、この許可基準の定めるところによる。

第2 定義

この基準において用いる用語は、法及び条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 主浴室

主浴槽及び洗い場が設置されている浴室をいう。

2 付帯浴室

主浴室以外の浴室（露天風呂、サウナ室、岩盤浴等）をいう。

3 入浴施設

主浴室及び付帯浴室並びに脱衣室をいう。

4 付帯施設

入浴施設以外の、入浴客が浴場と一体の施設として利用できる施設（ロビー、休憩室、垢すり、マッサージ室、飲食店、娯楽室、アスレチック室等）をいう。

第3 一般公衆浴場の審査基準

条例第2条第1号に規定する「その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるもの」とは、次に掲げる要件をすべて満たしているものをいう。

- 1 物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の指定等に関する省令により、県知事が処分する価格（統制額料金）により、入浴料金を設定すること。付帯浴室利用料金を別途徴収することを妨げないが、統制額料金による利用が基本であること。
- 2 入浴施設内に付帯施設及び付帯施設への動線を設けず、入浴施設と付帯施設を明確に区別すること。
- 3 男女各1浴室に同時に多人数を入浴させるものであること。
- 4 付帯浴室の合計面積は、主浴室の面積未満であること。
- 5 宿泊施設を伴わないものであること。